

2012年1月24日

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部 基準審査課 規格基準係 御中

「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（食品中の放射性物質に係る基準値の設定）等」に対する意見書

(法人名) 日本生活協同組合連合会  
(所在地) 〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8  
(電話) 03-5778-8109

2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、貴省は食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、これを上回る放射性物質が検出された食品は、流通・販売などを禁止する措置をとるとともに、日々モニタリングデータを収集・公表することなどによって、食品の安全性を確保する観点からリスク管理を実施してきたことに対し、敬意を表します。

今回、公表された新基準案および薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会報告書「食品中の放射性物質に係る規格基準の設定について」（以下部会報告書）に対する弊会からの意見・質問・要望を以下に述べます。

## I. 全体を通して

1. 新しい基準値案は理解できると考えますが、設定の根拠等について丁寧な説明が必要です。

- ① 基準値見直しの考え方については、合理的に達成できる限りにおいて線量を低くしようという立場で、現在の暫定規制値をあらため、介入線量レベルを年間1mSvとして基準値案を設定したことは、国民の安心を確保する観点から理解できると考えます。
- ② 食品安全委員会の食品健康影響評価の結果を受けて、乳児用食品の分類を独立させたことは妥当であると考えます。
- ③ 一般食品の基準値の設定にあたって、年齢別に算出した限度値のうちからもっとも厳しい値を採用したことについては、全年齢を配慮したものとして納得できるものです。
- ④ 一方、一般食品の限度値計算に際して、部会報告書では「モニタリング検査等から得られている実測値や流通食品に輸入食品が多く含まれる実態から、流通する食品の汚染割合を、『一般食品』については50%であると仮定した。」としています。汚染割合50%は、事故から現在に至るまでに蓄積された食品中の放射性物質のモニタリングデータとかけ離れた前提条件と考えます。汚染割合を50%とした根拠については丁寧な説明を求めます。また、必要であれば現実的な状況を反映して再検討すべきと考えます。

## 2. 食品から受ける被ばく線量の現状について、十分な情報提供が必要です。

部会報告書によれば、現在までのモニタリングデータから推計される被ばく線量は、暫定規制値を継続した場合であっても年間 0.051mSv、新しい基準値にもとづく線量は年間 0.043mSv と推計されています。また、年月を経るに従ってさらにこの数値も低下していくことが想定されます。

このような、食品から受ける被ばく線量の推計について、情報提供が不十分です。また、食品の規制のための介入線量レベルと、食品から受ける実被ばく線量の関係などが国民に対して十分に説明されていません。

貴省においてはモニタリング検査結果を公表するだけでなく、リスク管理の根拠や方法について丁寧に説明すること、食品から受ける被ばく線量の推計については、より精度を高め、かつ集団における分布が分かるように行うこと、さらにそれを分かりやすく積極的に情報提供することが、不安の解消につながると考えます。

## 3. リスク管理措置の決定にあたっては、さまざまな関係者の意見を聞き総合的に判断すべきと考えます。

弊会は昨年 9 月に、原子力災害対策本部本部長宛に「緊急時には政府が対応を決め、強制力を発揮することも必要です。しかし、これからの意思決定にあたっては、政府が決定事項を押し付けるのではなく、検討の初期段階からステークホルダーを参加させるなど、国民の意思を尊重する施策を求めます<sup>i</sup>。」との要請を行っています。

放射性物質対策部会や意見交換会では農林水産省と調整した旨が説明されましたが、今回の原発事故とその対応については国民の関心が高い問題であり、基準値の設定は多くの人々の生活に影響する事項です。基準値案を検討する過程において、多くの関係者の情報や意見を聴取する必要があったと考えます。

## 4. 検査体制の強化が必要です。

基準値が低くなることは、検査に要する時間や精度がこれまで以上に必要になるということです。こういった条件の下でも、十分な検査が行えるよう、地方自治体での検査体制の強化、機器整備に対する財政支援等を十分に行う必要があります。

## 5. 作付制限については早急にかつ慎重に検討を行うことが必要です。

農業生産については、新しい基準値の施行にともない作付制限の拡大が予想されます。農林水産省が現地自治体と協力して、早急に具体的な対策を検討する必要があると考えます。また、土壌や水質汚染の調査体制の強化や情報提供、効果的な除染技術の普及、必要な補償等を検討すべきであると考えます。

## II. 個別の考え方について

### 1. 定義や考え方について詳しく示してください

#### ① 飲用茶の定義について

改正の概要に示されている「飲用茶」および関連資料「食品中の放射性物質に係る基準値の設定」に示されている「水との代替関係が強い飲用茶」の範囲を明示してください。

茶の定義ですが、〇〇茶と付くもの（例えば、麦茶、ハマ茶、ハブ茶、ドクダ

---

<sup>i</sup> [http://jccu.coop/info/suggestion\\_110905\\_01\\_01.pdf](http://jccu.coop/info/suggestion_110905_01_01.pdf)

ミ茶等)は全て含まれるのでしょうか。

また、たとえば、ペットボトル詰め清涼飲料水として緑茶だけでなく、ウーロン茶、紅茶など、茶葉を抽出したあらゆるものが含まれるのでしょうか。ミルク入りの茶葉飲料も含まれると理解すべきでしょうか。

## ② 「乳児用食品」の範囲について

「乳児用食品」の説明資料の中では、「乳児」用食品だけでなく「乳幼児」用食品に関して言及されています。対象が明確になるよう、乳児・幼児の月齢<sup>i</sup>や、ベビーフード<sup>ii</sup>をはじめ、乳幼児向け菓子、乳幼児向け飲料、その他（服薬補助ゼリー、栄養食品等）など、対象となる食品の範囲を明らかにしてください。

## ③ 製造、加工食品の基準値適用の考え方

関連資料「食品中の放射性物質に係る基準値の設定」では、「製造食品、加工食品については、原材料の状態、製造、加工された状態それぞれで一般食品の基準値を適用することを原則とする。」とされています。ここでいう原材料の定義を明らかにしてください。

食品製造や加工においては、加工された食品を原材料とすることがありますが、加工済みの原材料も基準値への適合が求められるのでしょうか。家庭で調理後喫食する加工食品、水で薄めて飲む飲料などについても、調理後や水で薄めた後ではなく、製造、加工された状態で一般食品の基準値が適用されるのでしょうか。

また、具体的に、乾燥きのこ類を原材料の一部として食品を製造した場合には、どの時点でどの数値が適用されるのでしょうか。

農薬のポジティブリスト制の導入に際しては、加工などにより濃縮される場合の基準適用を例示していました。今回も施行までにできる限りの事例を提示することを求めます。

## 2. 経過措置の設定について

現在の暫定規制値に適合する食品については、安全が確保されていることから、新しい基準値への移行に際し、市場流通に混乱がおきないように、準備期間が必要な食品（米、牛肉、大豆）について、一定の範囲で経過措置期間を設定することの判断には同意します。ただし、経過措置の対象となる食品については個々の賞味期限までとはせず、一律に経過措置の終了期限を設定すべきです。

「米、牛肉、大豆を原材料とした食品」の範囲を示してください。少量でも米、牛肉、大豆が使用されていれば対象となるのでしょうか。また、米、牛肉、大豆を原料として高度に加工した食品（例えば大豆たんぱく）が加工食品等の原材料として使用されていた場合も経過措置の対象となるのでしょうか。

以上

---

<sup>i</sup> 「乳児」の定義：母子保健法と児童福祉法で1歳に満たない者と定義されています。WHOおよびコーデックス委員会では、乳児とは12カ月齢を超えない人、幼児とは12カ月齢を超えて3歳（36カ月齢）までの人と定義しています。こういった考え方を参考に定義を明示すべきと考えます。

<sup>ii</sup> コーデックス委員会では、ベビーフードとは「正常の乳児の離乳期間中に主として用いること、およびまた乳児と小児が通常の食品に漸次順応することを意図した食品をいう」とされています。一方、日本ベビーフード協議会では、次のように定義しています。「乳児」および「幼児」の発育に伴い、栄養補給を行うとともに、順次一般食品に適応させることを目的として製造された食品を指しています。